

代替措置の適用要件と手続方法について

	欠席事由	条件	適用期間	必要書類	手続方法
(第3条第1号)	感染症に罹患したことにより、出席停止の措置を受けた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定された伝染病に罹患した場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定された期間	医療機関発行の証明書	保健管理センターへの医療機関発行の証明書を提出、確認印をもらった後、担当教員へ提示する。
(第3条第2号)	自然災害や事故により交通機関が運休し、通学が著しく困難であると認められる場合	通学に主に用いる交通機関が運休になり、代替の交通機関での通学が不可能であった場合	該当する期間	公的機関または交通機関発行の証明書、ならびに代替手段のないことの説明書類	必要書類を担当教員へ提示する。
(第3条第3号)	事故・犯罪の被害者となったために通学が困難であると認められる場合	事故(含む交通事故)・犯罪の被害者となったために通学が困難となった場合	該当する期間	被害を証明する書類と、通学困難である旨を説明する書類	必要書類を持参のうえ、教務部⑦～⑩番窓口で相談する。
(第3条第4号)	親族が死亡した場合	配偶者及び1・2親等の親族の死亡に伴い、葬儀、服喪その他の行事のために授業に出席できなかった場合	配偶者及び1親等の親族の場合(父母・子)は、死亡した日から起算して連続7日(休日含む)	会葬礼状等	必要書類を用意のうえ、教務部⑦～⑩番窓口で相談する。
			2親等の親族の場合(祖父母・兄弟姉妹等)は、死亡した日から起算して連続3日(休日含む)		
(第3条第5号)	裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に行った場合	1日	裁判所からの通知書等	必要書類を用意のうえ、教務部⑦～⑩番窓口で相談する。
		裁判員として選任され、裁判(公判、評議、評決等)に参加した場合	参加日数		
(第3条第6号-1)	本学の開講科目のうち、右の学科が認める実習に参加する場合	各学科が認める実習科目は、以下のものとする。 (文学部地理学科) 「地域文化調査法A～G」、「地域文化演習A～E」、「地域環境調査法A～F」、「地域環境演習A～F」、「地域調査入門A～F」、「人文地理学実習」、「自然地理学実習」、「地形学実習」、「水文学実習」、「気候学実習」、「歴史地理学実習」、「GIS実習」、「計量地理学実習」、「図学実習」、「地質学A・B」 (文学部歴史学科) 「考古発掘実習」 (文学部心理学科) 「心理実践実習」 (医療健康科学部) 「画像検査技術学実習」、「核医学検査学実習」、「放射線治療技術学実習」	参加日数	学科の指示による	学科または担当教員の指示に従う。
(第3条第6号-2)	本学の教職課程、資格講座に関わる実習に参加する場合	本学の教職課程、資格講座に関わる実習とは以下のものとする。 ①教育実習 ②介護等体験実習 ③社会教育実習 ④博物館実習 ⑤社会福祉士・精神保健福祉士実習	受入先の指定する期間	受入先・指定期間の記載された公文書(写) ※公文書が発行されない場合は、事務担当部署から配付される書類(写)	教務部②番窓口にて所定の欠席届を受理し、受入先・指定期間の記載された公文書(写)を添付のうえ、担当教員に申し出る。 ※公文書が発行されない場合は、事務担当部署から配布される書類(写)
(第3条第7号)	学部長が認める場合		該当する期間	学部長による書面	教務部⑦～⑩番窓口で相談する。
(第3条第8号)	学生支援センター長が認めた場合もしくは、サークルの部長や顧問、監督等の学内指導者が認めた場合	「課外活動による欠席に伴う届出等の要項」によって定める			課外活動による欠席届の発行については、学生支援センターで相談する。